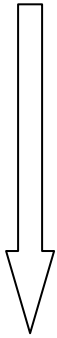


4 養成校等卒業後の手続き

必要の都度、各種申請手続き（返還猶予申請、返還免除申請）を行うほか、住所や従事先等の変更が生じた場合は、借受人（修学生）が連絡や書類の提出をすることになります。

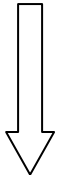
猶 予 申 請



（１） 猶予申請

- ① 養成校を卒業した（資格を取得）した日から１年以内に、所定の福祉施設等（P.5～を参照）で介護職・相談援助職の業務に従事した場合、返還免除の算定期間となる５年間（中高年離職者は３年間）は、貸付金の返還が猶予されます。
- ② 返還猶予を申請する場合は、「修学資金返還猶予申請書（様式 9）」及び「業務従事届（様式 10）」を県社協へ提出してください。

猶 予 承 認



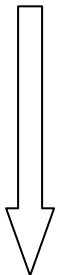
所定業務に
５年間従事
(中高年離職
者は３年)

（２） 猶予承認

返還猶予の承認にあたっては、県社協が申請書類内容を審査します。審査結果は県社協から借受人（修学生）に文書で通知します。

――▶ ※ 就業中、毎年度状況確認を行います。

免 除 申 請



（３） 免除申請

- ① 貸付条件に定める福祉施設等に５年間（中高年離職者については３年間）従事した場合、貸付金の返還が免除されます。
- ② 返還免除を申請する際は、「修学資金返還免除申請書（様式 8）」及び「業務従事期間証明書（参考様式 1）」を県社協へ提出してください。

免 除 承 認

（４） 免除承認

返還免除は、県社協が申請書類内容を審査し、審査結果は県社協から借受人（修学生）に通知します。返還免除となった場合は、「修学資金借用証書（様式 6）」を県社協より返却します。